

## 労働条件等自主点検表

施設名称	沖縄ライフサイエンス研究センター	対象年度	
指定管理者名	沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者共同企業体 代表構成員 バイオ・サイト・キャピタル株式会社		

※ 以下の確認事項に従い、指定管理者による確認結果欄の該当する箇所に○を付け、記入が必要な箇所については記入願います。

確認事項		指定管理者による確認結果																									
<b>1 労働条件の明示</b> 労働契約を締結するに当たり、労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を労働者に対し明示していますか。この場合において、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付していますか。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している</td> <td style="width: 20%;">労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項については書面を交付している</td> <td style="width: 20%;">労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない</td> <td style="width: 20%;">労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している</td> <td style="width: 20%;">労働契約締結時には明示していない</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </table> <p>(3～5については、改善が必要です)</p>					就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している	労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項については書面を交付している	労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない	労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している	労働契約締結時には明示していない	(1)	2	3	4	5											
就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している	労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項については書面を交付している	労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない	労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している	労働契約締結時には明示していない																							
(1)	2	3	4	5																							
<b>2 就業規則</b> 就業規則(労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の定め方及び支払方法、退職(解雇の事由を含む。)等、労働条件の具体的細目を定めた規則)を作成していますか。また就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていますか。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%; vertical-align: middle; text-align: center;">常時使用する労働者は10人未満である。</td> <td colspan="4" style="width: 80%;">常時使用する労働者が10人以上ある</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">作成して監督署に届け出てあり、内容も実情に合っている</td> <td style="width: 20%;">作成して監督署に届け出るが、内容が実情に合っていない</td> <td style="width: 20%;">作成してあるが、監督署に届け出ていない</td> <td style="width: 20%;">作成していない</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </table> <p>(3～5については、改善が必要です)</p>					常時使用する労働者は10人未満である。	常時使用する労働者が10人以上ある				作成して監督署に届け出てあり、内容も実情に合っている	作成して監督署に届け出るが、内容が実情に合っていない	作成してあるが、監督署に届け出ていない	作成していない	(1)	2	3	4	5							
常時使用する労働者は10人未満である。	常時使用する労働者が10人以上ある																										
	作成して監督署に届け出てあり、内容も実情に合っている	作成して監督署に届け出るが、内容が実情に合っていない	作成してあるが、監督署に届け出ていない	作成していない																							
(1)	2	3	4	5																							
<b>3 所定休日</b> 所定休日をどのように定めていますか。  休日は少なくとも毎週1日又は4週間を通じ4日を与えるなければなりません(法第35条)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="width: 80%; text-align: center;">週休2日制</td> <td colspan="2" style="width: 20%; text-align: center;">週休1日制</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">完全(毎週)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">月3回</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">隔週</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">月1～2回</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">週1日</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">4週4日</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">4週3日以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </table> <p>(7については、改善が必要です)</p>					週休2日制				週休1日制		その他	完全(毎週)	月3回	隔週	月1～2回	週1日	4週4日	4週3日以下	(1)	2	3	4	5	6	7
週休2日制				週休1日制		その他																					
完全(毎週)	月3回	隔週	月1～2回	週1日	4週4日	4週3日以下																					
(1)	2	3	4	5	6	7																					

<p><b>4 年次有給休暇</b> 年次有給休暇についてはどう取り扱っていますか。</p> <p>年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者については10労働日、以降1年ごとに付与日数を増加しなければなりません(法第39条)</p>	<table border="1" data-bbox="727 121 1451 316"> <tr> <td>法定どおりの年次有給休暇を与えている</td><td>年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている</td><td>年次有給休暇を与えていない</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です)</p> <p>※年次有給休暇の法定の付与日数表（週所定労働日数が5日以上、又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合。）</p> <table border="1" data-bbox="727 467 1489 557"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th><th>0.5</th><th>1.5</th><th>2.5</th><th>3.5</th><th>4.5</th><th>5.5</th><th>6.5以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与日数</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>14</td><td>16</td><td>18</td><td>20</td></tr> </tbody> </table> <p>※なお、月30時間未満の労働者は比例付与することとされています。</p>	法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない	1	2	3	勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	付与日数	10	11	12	14	16	18	20
法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない																					
1	2	3																					
勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上																
付与日数	10	11	12	14	16	18	20																
<p><b>5 健康診断</b> 定期健康診断を実施していますか。</p> <p>常時使用する労働者については、年1回定期に健康診断を行わなければなりません(労働安全衛生法第66条)。 なお、深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対するは6月以内ごとに1回定期に健康診断を行わなければなりません(労働安全衛生規則第45条)</p>	<table border="1" data-bbox="727 653 1451 848"> <tr> <td>毎年1回以上定期的に行っている</td><td>年によって行ったり行わなかったり一定しない</td><td>行ったことがない</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> </table> <p>(2、3については、改善が必要です)</p>	毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない	1	2	3																
毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない																					
1	2	3																					
<p><b>6 最低賃金</b> 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。</p> <p>なお、地域別最低賃金には次の賃金は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①臨時に支払われる賃金(結婚手当等)</li> <li>②1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)</li> <li>③所定外・休日・深夜の労働に対して支払われる割増賃金</li> <li>④精皆勤手当、通勤手当、家族手当</li> </ul>	<table border="1" data-bbox="727 945 1489 1080"> <tr> <td>支払っている</td><td>支払っていない</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> </table> <p>(2については、改善が必要です。)</p> <p><b>【支払う賃金(A)と地域別最低賃金(B)の比較方法】</b></p> <p>(A) <math display="block">\frac{\text{時間によって定められた賃金(時間給)} + \text{日、週、月等によって定められた賃金}}{\text{当該期間における所定労働時間数(日、週、月によって所定労働時間が異なる場合には、それぞれ1週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数)}} \geq \text{地域別最低賃金(時間額)}</math></p> <p>(B)</p>	支払っている	支払っていない	1	2																		
支払っている	支払っていない																						
1	2																						
<p><b>7 割増賃金</b> 時間外労働・休日労働又は深夜労働を行なった場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。</p> <p>法定労働時間を超える時間外労働については、2割5分以上、法定休日における休日労働については3割5分以上、深夜労働(午後10時から翌日午前5時の間の労働をいいます。)については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません(法第37条)。</p> <p>※割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入しません。</p>	<table border="1" data-bbox="727 1574 1451 1747"> <tr> <td>時間外労働・深夜労働について 2割5分以上の割増率にしている</td><td>2割5分未満の割増率にしている</td><td>時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p> <p><b>休日労働について</b></p> <table border="1" data-bbox="727 1866 1451 2023"> <tr> <td>3割5分以上の割増率にしている</td><td>3割5分未満の割増率にしている</td><td>休日労働をさせているが、支払っていない</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>	時間外労働・深夜労働について 2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	1	2	3	3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	1	2	3										
時間外労働・深夜労働について 2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない																					
1	2	3																					
3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない																					
1	2	3																					

## 8 雇用保険の加入について

確認事項	従業員数	うち雇用保険加入従業員数	うち雇用保険未加入従業員数
当該指定管理施設で勤務する従業員の雇用保険加入状況	4	4	0

確認事項	指定管理者による具体的な取組内容
従業員の雇用保険加入に関する取組	法令に則り全員加入している。

確認事項	未加入とする理由
従業員に雇用保険未加入者がいる場合の未加入理由	

※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもっぱら従事する従業員(平成31年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。

## 9 健康保険・厚生年金保険の加入について

確認事項	従業員数	うち健康保険加入従業員数	うち健康保険未加入従業員数	うち厚生年金保険加入従業員数	うち厚生年金保険未加入従業員数
当該指定管理施設で勤務する従業員の健康保険・厚生年金保険加入状況	4	4	0	4	0

確認事項	指定管理者による具体的な取組内容
従業員の健康保険・厚生年金保険加入に関する取組	法令に則り全員加入している。

確認事項	未加入とする理由
従業員に健康保険・厚生年金保険未加入者がいる場合の未加入理由	

※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもっぱら従事する従業員(平成31年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。